

地域密着型施設の指定更新について

資料 6

1. 地域密着型通所介護事業所（デイサービス）の指定更新について

事業所名	指定期間	所在地	施設概要
ニッ森デイサービスセンター	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日	中津川市福岡 1693-608	定員10名

<根拠法令>

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2

- 7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

サービス種別	地域密着型通所介護 （ デイサービス ）
利用定員	同一時間帯に 18 人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・ 生活相談員：提供日ごとに、1 名以上が必要です。 ・ 看護職員：サービス提供の単位ごとに 1 名以上が必要です。 ただし、利用定員 10 名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考えで配置可能。 ・ 介護職員：利用者数が 15 人までは、専従の介護職員を 1 名以上必要となります。利用者数が 15 名を超える場合は、5 人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・ 機能訓練指導員：1 名以上必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	・ 食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員 × 3 m²以上 ・ それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・ 相談室は遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮
運営内容	・ 心身の状況の把握 ・ 居宅介護支援事業者等との連携 ・ 通所介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等
その他の要件	